

平成30年度 社会福祉法人実地指導 指摘内訳一覧

実施法人数 5 法人

文書指摘件数 12 件

役員等に関する事 2 件

(主な指摘内容)

- ・ 役員の報酬

理事に関する事 2 件

(主な指摘内容)

- ・ 適格性

監事・監査に関する事 1 件

(主な指摘内容)

- ・ 職務・義務

理事会に関する事 3 件

(主な指摘内容)

- ・ 審議状況
- ・ 理事への権限の委任

評議員・評議員会に関する事 2 件

(主な指摘内容)

- ・ 評議員会の招集・運営

会計管理に関する事 2 件

(主な指摘内容)

- ・ 会計処理
- ・ 小口現金

平成30年度 社会福祉法人実地指導 指摘内容内訳一覧

実施数 5法人

※文書指摘:
口頭指摘:
助言:

□ 役員等に関すること (主な内容)

役員(理事及び監事)の報酬等の総額について、貴法人定款に、「評議員会において別に定める」とあるが、定められていない。(2件)

報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として社会福祉法人から受ける財産上の利益のことであり、理事・監事による理事会への出席に対する日当「5,000円」は、報酬等と思われる。貴法人定款において無報酬と定められているので、報酬等として支給する場合は、定款を改正すること。日当とする場合は、金額について再考されたい。

報酬等の支給基準に定める事項として「支給の方法」があり、支給の時期(毎月か出席の都度か等)や支給の手段(銀行振込か現金支給か)等をいうことから、その方法について規定されたい。

□ 理事に関すること (主な内容)

施設経営の実態を法人運営に反映させることから、社会福祉法人の理事には、施設の管理者のうち1名以上が選任される必要がある。(現在、理事に管理者が選任されていないが、今までは)第1種社会福祉事業である特別養護老人ホームの施設長を選任されてきているので、当該施設の施設長を選任すること。

理事のうちには、①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者、②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者及び③施設の管理者が選任されている必要がある。このうち、上記①及び②については、法人において、当該要件を充足する者が判断することによって選任される必要があるが、評議員会議事録において確認できなかったため、明確にすること。

□ 監事・監査に関すること (主な内容)

監事は、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っていることから、監事のうち財務管理について識見を有する者について、体調不良等につき理事会等の出席が難しいこととなることは適当でないため、新たな人選を行われたい。

□ 理事会に関すること (主な内容)

貴法人定款施行細則の内容について、改正社会福祉法に準拠していない部分が見受けられるため、見直しをされたい。その際、理事に委任されている範囲(重要な役割を担う職員の役職等)について、明確に定めること。(2件)

理事会について、招集通知が開催日前日に送付されていることがあったが、法令又は定款で定める期限からの短縮はできないことに留意すること。なお、理事及び監事全員の同意があれば、招集通知を发出せずに理事会を開催できることを申し添える。

直近の理事会議事録について、出席監事のうち1名の署名等の漏れがあった。当該議事録については、出席監事全員の署名等が必要なことに留意されたい。

貴法人定款施行細則第10条において、理事会の招集は開催日の少なくとも1週間前までに通知するが、緊急の場合にはこの限りではない、とある。「この限りではない」の意味は通知期間の短縮とのことであるが、法令又は定款で定める期限からの短縮はできないので改められたい。なお、理事及び監事の全員の同意があれば、通知を省略することはできることを申し添える。

□ 評議員・評議員会に関すること

(主な内容)

評議員会の招集通知について、日時及び場所等記載しなければならない事項が理事会の決議により定められていないので、招集通知案を理事会で諮る等の対応をされたい。(2件)

評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行うとなっているが、議事録において拍手多数と記載されている。決議に必要な数の賛成をもって行われていることを明確にされたい。

理事会で承認された平成30年度の計算書類等について、定時評議員会の日々の2週間前の日までに事務所に備えおくこと。また、貴法人の定款施行細則に、定時評議員会招集通知に計算書類を添付するとしていることから、添付されていないので改められたい。

監事監査を受けた計算書類(資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表)及び事業報告並びにこれらの附属明細書及び財産目録は、すべて理事会において承認を受けること。

理事会で承認を受けた当該書類のうち、計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けること。(計算書類のうち、各号第二、第三及び第四様式について、理事会及び評議員会で承認を受けたことが確認できなかった。

評議員の意思による退任について、貴法人評議員選任・解任委員会規程第10条に基づく解任としているが、同条は評議員として不適格な場合における規定であり適当でないと思われるので見直されたい。

□ 人事管理に関すること

(主な内容)

重要な役割を担う職員の選任及び解任については理事会の決議を経る必要があり、貴法人の定款において、当該職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において任免し、施設長等以外の職員は、理事長が任免する、とある。また貴法人の定款施行細則のうち、理事長が専決できる事項に「施設長の任免およびその他重要な人事」を除く職員の任免」とあるが、重要な役割を担う職員の範囲を明確にされたい。

事務局長の選任及び解任について、事務局規程では理事長決裁となっているが、実態は、重要な役割を担う職員として、理事会において決定されている。

実態に即した事務局規程に改めるとともに、理事会の選任及び解任が必要である重要な役割を担う職員の範囲を明確にされたい。

正規職員の労働条件通知書について、業務内容が空欄となっているが、労働契約の締結に際し、当該事項については書面を交付する必要があるから改められたい。

□ 資産管理に関すること

(主な内容)

市との借地等の契約について、決定行為(稟議・決裁書)が当日見当たらなかったため、保管場所を確認すること。

重要な契約行為については、一連のファイル等で保管されたい。

□ 会計管理に関すること

(主な内容)

小口現金について、日々入金されたものがそのまま支払いに充てられているので、貴法人経理規程第23条にあるとおり、金融機関に預け入れされたい。

兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済の事業主掛金累計額・退職一時金期末要支給額内訳書により残高を確認したところ、計算書類と相違していた。取崩しの誤りにより退職共済預け金に実際よりも多い金額が計上されているため適正な額とすること。

貴法人経理規程については、モデル経理規程に準拠し作成されているが、改正社会福祉法及び貴法人定款に基づき一部変更されたい。

貸借対照表上、減価償却資産については直接法で計上し、注記に累計額を記載されているから、貴法人経理規程には、同様に規定すること。

平成29年度から兵庫県社会福祉協議会の兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済に加入されているが、決算会計処理(期末要支給額である退職給付引当金)が未処理と見受けられるので、適切に会計処理すること。

<p>計算書類の注記について、注記事項7が、「会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し」となっているから、「基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し」と改めること。</p>
<p>積立金の名称について、貴法人経理規程第40条第2項で「保育所施設・設備整備積立預金」としているが、この積立金の同額を、第43条第2項第2号タにいう「施設整備等積立資産」としているから名称を改められたい。</p>
<p>貴法人経理規程第31条では、会計責任者は月次試算表を理事長に提出しなければならないとある。理事長が試算表(書類)に押印するなどの方法で、確認したことの客観的な記録を残すことが望ましい。</p>
<p>法人独自の退職金制度については、退職給付引当金処理とされているが、その内容によっては、確定債務として取り扱い長期未払金とするなど検討されたい。</p>
<p>賞与引当金について、貴法人経理規程では、ただし書きにおいて、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができるとしているが、その判断基準が定められていないようである。</p> <p>よって、賞与引当金を計上しない合理的な理由がない場合は、計上されたい。</p>

□ その他に関すること
(主な内容)

<p>一部の随意契約について、決定行為等が行われていなかったため、貴法人定款施行細則及び経理規程等のとおり適切に行うこと。</p>
<p>随意契約について、入札通知及び経理規程等により基準が定められている。しかしながら、稟議書において、当該契約を選択した根拠となる基準が記載されていないものが散見されたので改めること。また、価格による随意契約の場合は、3社以上(一定の場合には2社以上)の業者から見積もりを徴し比較すること。</p>
<p>資産の総額の登記については、毎年6月末となっていることから順守されたい。事務執行に余裕をもって行うこと。</p>
<p>継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努められたい。また、契約の更新の都度、法令、定款及び経理規程等に基づき理事会の決議又は専決者の決裁を経るなど、適正な手続きに努められたい。</p>

令和元年度 社会福祉法人実地指導 指摘内訳一覧

実施法人数 7 法人

文書指摘件数 28 件

□ 定款に関する事 1 件

(主な指摘内容)

- ・ 定款の変更

□ 評議員・評議員会に関する事 5 件

(主な指摘内容)

- ・ 評議員の適格性
- ・ 評議員会の運営
- ・ 評議員会の招集
- ・ 評議員会の招集・運営

□ 理事に関する事 2 件

(主な指摘内容)

- ・ 業務執行理事
- ・ 理事の選任

□ 監事に関する事 2 件

(主な指摘内容)

- ・ 監事の選任
- ・ 監事の理事会への出席義務

□ 理事会に関する事 4 件

(主な指摘内容)

- ・ 債権債務の状況
- ・ 審議状況
- ・ 理事への権限の委任
- ・ 理事会の招集

□ 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬に関する事 2 件

(主な指摘内容)

- ・ 報酬の支給
- ・ 報酬及び報酬等支給基準

□ 資産管理に関する事 1 件

(主な指摘内容)

- ・ 基本財産の担保提供

□ 会計管理に関すること

8 件

(主な指摘内容)

- ・ 会計処理
- ・ 資金の繰入れ及び計算書類の附属明細書
- ・ 社会福祉事業及び公益事業
- ・ 借入金の返済
- ・ 小口現金
- ・ 附属明細書
- ・ 未払金の処理

□ その他に関すること

3 件

(主な指摘内容)

- ・ 契約等
- ・ 情報の公表

令和元年度 社会福祉法人実地指導 主な指摘内容一覧

実施数 7法人

※当該指摘内容については、内容を細分化した上でまとめているため、実際の指摘件数と異なります。

文書指摘:

口頭指摘:

助言:

定款に関すること

(主な内容)

不動産を基本財産に追加する定款変更について、評議員会において決議が成立しているため、所轄庁である本市に対してすみやかに認可申請(届出)すること。

評議員・評議員会に関すること

(主な内容)

定款に規定するとおり、事業計画及び収支予算について評議員会で決議すること。なお、これを変更する場合も同様である。
評議員会を招集する場合には、理事会の決議により日時及び場所並びに評議員会の目的である事項(議題)等を定めなければならないところ、当該事項に係る決議がされていなかった。
定時評議員会において、計算書類のうち一部書類の承認を受けていなかった。定款に規定する書類について、すべて承認を受けること。
特定の評議員について、評議員会の欠席が継続していた。評議員会の役割の重要性に鑑み、名目的・慣例的に選任され、その結果、評議員会を欠席することとなることは適当ではない。
評議員会について、招集通知から開催まで中6日であったが、中7日以上あけること。
評議員会の招集通知を省略する際、評議員全員の同意があったことを証する書類の確認ができなかった。同意書を徴するなど、当該同意があったことを客観的に確認できるような書類の保存を行うこと。
評議員会における役員の選任手続において、役員候補者が欠格事由に該当しないこと等を確認する誓約書等を徴し、法人において確認したことを明確にすること。
評議員選任・解任委員会による評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等を確認する誓約書等を徴し、法人において確認したことを明確にすること。
評議員会の決議について、「拍手により承認」とあるが、必要な数の賛成をもって行われたことが分かるようにすること。
令和元年度中の評議員会において、平成30年度補正予算について決議されていた。予算の変更は、定款、経理規程等に定める手続により同一年度中に行うこと。
評議員会の目的である事項に係る資料等について、評議員会当日に意見を求めることができるよう、事前に送付することが望ましい。(なお、定時評議員会の招集通知を発する際には、理事会の承認を受けた計算書類、事業報告、財産目録及び監査報告を提供しなければならない。)
評議員会の招集に係る決議をした理事会の直後に、評議員会招集の省略手続をした上で評議員会を開催しており、形式上、当該招集に係る手続は適正に行われていた。しかしながら、当該招集に係る手続を経た上で、理事会の直後に評議員会を開催することができるとは考え難い。 適正な招集に係る手続が行えていることを客観的に説明できる必要があることに留意し運営されたい。
評議員会の議長について、定款施行細則のとおりその都度選出しているものの、同一の評議員が選出されていた。適切な議事の進行を確保する観点から、特定の評議員に偏ることがないよう努められたい。
議事録作成者について、議事録の原本を明らかにし、改竄を防止する観点等から署名等を行われたい。

□ 理事に関すること

(主な内容)

役員を選任について、適格性や親族等特殊関係者該当の有無を確認するための書類として定款細則に定めるもの(履歴書、欠格事由確認書、就任承諾書等)のうち、一部書類を徴していなかった。新任、再任にかかわらず徴すること。
業務執行理事について、評議員会の理事選任手続により当該理事が再任した場合において、業務執行理事の重任手続を行うこと。
理事のうちには、①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者、②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者、③施設の管理者が選任されている必要がある。このうち、上記①及び②については、法人において、それぞれに該当する者として選任されていることを明確にすること。

□ 監事・監査に関すること

(主な内容)

特定の監事について、理事会を頻繁に欠席していた。
監事を選任するには、在任する監事の過半数の同意を得る必要があるため、監事の同意を得たことを証する書類(各監事ごとに作成した同意書又は監事の連名による同意書)、あるいは議事録への記載(当該議案に同意した監事の氏名の記載及び監事の署名又は記名押印があるものに限る。)により記録を保存すること。

□ 理事会に関すること

(主な内容)

理事会を招集する場合は、招集通知から開催までに中7日以上あける必要があり、当該招集手続を省略する場合は、理事及び監事全員の同意を得る必要があることに留意すること。
理事会について、計算書類等のうち一部書類について承認を受けていなかった。定款に規定する書類について、すべて承認を受けること。
多額の借財については、理事長等の専決とすることができないこととされている。多額の借財の範囲について専決規程に定めていない場合には、すべての借財について理事会の議決を受けなければならない。
定款施行細則において、理事会の権限である法人の業務執行の決定のうち、理事長が専決できる日常の業務を定めているが、当該専決の範囲(重要な人事等)について、明確に定めること。
理事長は、理事長の専決に係る規程に従い業務を執行する必要があるため、当該規程が実態に即していないということであれば、定款等の内容を踏まえて改正すること。
理事会の招集通知を省略する際、理事及び監事全員の同意があったことを証する書類が確認できなかった。同意書を徴する又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載するなど、何らかの形で保存しておくことが望ましい。
役員全員の任期満了に伴い、定時評議員会で役員が改選された後、同日に新役員による理事会が開催されていたが、改めて選任された理事による理事会の招集手続が行われていなかった。 任期満了に伴う役員改選後の理事会の開催にあたっては、改めて理事となったものが理事会の招集手続を行うこと。
理事会の決議について、「拍手により承認」とあるが、必要な数の賛成をもって行われたことが分かるようにすること。
令和元年度中の理事会において、平成30年度補正予算について決議されていた。予算の変更は、定款、経理規程等に定める手続により同一年度中に行うこと。
定款に規定するとおり、理事長及び業務執行理事は3箇月に1回以上(または毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上)、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。 理事長及び業務執行理事の職務執行状況に係る報告に当たっては、それぞれが報告し、理事会資料及び議事録共に明確に区分して記録すること。
理事会の議事の経過の要領及びその結果に、手書きで追記されているものがあつた。当該議事録は、法人の意思決定を証明するものであるとともにその真正性を確保する必要があることに留意し、正確な内容を記載した上で議事録署名人から署名等を得ること。
理事会において、監事2人が出席していたにもかかわらず、議事録には1人の署名しかなかった。出席した理事長及び監事は議事録に漏れなく署名等を行うこと。

理事会の目的である事項に係る資料等について、理事会当日に意見を求めることができるよう、事前に送付することが望ましい。
議事録作成者について、議事録の原本を明らかにし、改竄を防止する観点等から署名等を行われたい。
理事会の議長について、定款施行細則のとおりその都度選出していたものの、同一の理事が選出されていた。適切な議事の進行を確保する観点から、特定の理事に偏ることがないように努められたい。

□ 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬に関すること

(主な内容)

役員の報酬等の総額について、定款のとおり評議員会において定めること。
役員及び評議員の報酬等支給基準について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した上で、評議員会の承認を受けること。
法人の運営の実情、定款及び報酬等の支給の基準に整合性がないので改めること。
定款又は役員等報酬規程において、役員等が無報酬であることを明確にすること。
役員等の退任に係る功労金について、報酬等の支給基準によらず支給していた。

□ 人事管理に関すること

(主な内容)

辞令の交付漏れが散見された。管理簿を作成するなど、任命状況を管理できるよう改善されたい。
--

□ 資産管理に関すること

(主な内容)

民間金融機関に対する基本財産の担保提供について、所轄庁の承認を受けていなかった。定款に規定するとおり、理事会及び評議員会の承認を得て、所轄庁に承認の申請を行うこと。 なお、基本財産購入に係る資金の融資のために、当該基本財産の購入と同時に担保提供する場合には、民間金融機関と協議の上担保提供を保留し、上記基本財産の担保提供に係る手続を行うこと。
社会福祉法人の資産保有等の特例においては、保育所等の用に供する不動産について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないが、原則として、賃借権又は地上権を設定し、かつこれを登記しなければならないとされている。 法人が国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けている駐車場等の敷地について、賃借権又は地上権の登記を行うなど、今後も安定的な運営ができるよう、適切な契約に努めること。
固定資産の運用について、普通預金に預けているが、安全かつ有利な商品(定期預金等)で運用されたい。

□ 会計管理に関すること

(主な内容)

小口現金の限度額について、管理上不必要に高額とならないようにすべきである。 また、日々入金されたものが直接支出に充てられているが、経理規程に従い金融機関に速やかに預け入れること。
「基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書」について、建物(基本財産)の期首(期末)帳簿価額をその内訳である「うち国庫補助金等の額」が上回っているなど、計算書類との齟齬が見受けられた。
その他の積立金の計上について、事業活動計算書(第2号第4様式)の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算して余剰が生じた場合に、その範囲内で積立金を積み立てることができるが、当該範囲を超えて積み立てたことにより、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に欠損があった。
予算の執行に当たって、軽微とは言えない乖離があるため、補正予算を編成し対応すること。

<p>社会福祉事業である指定居宅サービス事業等から公益事業へ、繰入金として多額の資金移動を行っているが、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」により、当該繰入金は、次のとおり用途制限が設けられている。</p> <p>①公益事業である指定居宅サービス事業等に対しては、「当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲」で繰入れ可能、②①以外の公益事業に対しては、「事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内」で繰入可能である。よって、事業区分間で繰入金支出する内容が費用であるか、剰余に対する資金移動であるか検証し、適正な会計処理をすること。</p>
<p>公益事業が認可時の収支計画のとおり推移しているか検証し、当該事業の事業活動及び施設整備等による収支に不足額が生じている原因の分析及び公益事業の経営の改善策を検討すること。</p>
<p>資金の繰入れについて、拠点区分間、サービス区分間繰入金支出をすることで当期資金収支差額合計に資金不足が生じているが、その要因について、サービス区分間繰入金明細書において確認できなかった。</p> <p>また、必要な内部取引消去処理を行うこと。</p>
<p>独立行政法人福祉医療機構からの借入金の返済については、医療機構との交渉結果等の経緯（返済計画の変更等の協議を行う）を報告するとのことであったが、その後の結果を報告すること。</p>
<p>介護保険サービス事業等における処遇改善加算を算定しているが、算定要件である労働保険料の納付について、提出している延納願に沿って計画どおり納付すること。</p>
<p>会計伝票について、経理規程に従い、会計責任者の承認印又はサインを受けること。</p>
<p>金銭の収納に際して、経理規程に従い、領収書を発行すること。</p>
<p>月次試算表について、経理規程に従い、電磁的記録による作成（保存）を規定していないことから、出力の上、理事長への報告手続を行うこと。</p>
<p>経理規程について、社会福祉法人会計基準に準拠していない部分が見受けられた。全国社会福祉法人経営者協議会の示す「平成29年版モデル経理規程」等を参照し、適切な内容に改正すること。</p>
<p>社会福祉法人の資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表については、拠点区分、必要場合はサービス区分を設けるものである。経理規程において、事業内容を勘案し、当該拠点区分、サービス区分を規定すること。</p>
<p>法人単位資金収支計算書（第一号第一様式）における予算について、予算欄の金額は理事会で承認された最終補正予算額とするところ、当初予算額となっているので改めること。</p>
<p>各会計年度に係る計算書類の附属明細書を漏れなく作成しなければならないことに留意すること。また、当該附属明細書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を得る必要があることに留意すること。</p>
<p>補助金を「その他の収入」として会計処理しており、補助金事業等収益明細書に記載していない。国及び地方公共団体等から補助金交付を受けた際は適切に事務処理を行うこと。</p>
<p>事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書における「拠点区分間繰入金明細書」の「繰入金の財源」が未記入である。運営費収入等の別を記入すること。</p>
<p>運営する私立保育所について、市町村から当該保育所に対して委託費が支払われているが、当該委託費を施設型給付費として計上しているので改めること。</p>
<p>固定資産管理台帳について、登記事項証明書及び定款と齟齬が生じているので整備すること。</p>
<p>介護保険サービス及び障害福祉サービスを一つの拠点としているが、当該サービスは各指定基準省令で会計を区分しなければならないとされていること等に鑑み、当該区分が適切であるか検討すること。</p>
<p>積立資産を計上する際、資金的裏付けのない積立資産を積み立てていた（積立資産計上時の貸方勘定科目を「現金預金」でなく「未払金」で処理しているため金融機関の残高証明書と一致しない）。</p>
<p>計算書類のうち、当市から受託している事業の勘定科目（収入の部・収益の部）について、事業所管庁（こども育成課）と協議すること。</p>
<p>給食費等の収入について、現金出納帳等に記録すること。</p>
<p>小口現金の取扱いについて、残高が経理規程に定める上限を超えないようにすること。</p>
<p>賞与引当金が計上されていないから検討されたい。</p>

□ その他に関すること

(主な内容)

<p>最新の定款、役員等名簿、役員等に対する報酬等の支給基準が、インターネットの利用により公表されていない。</p> <p>なお、原則として、法人(又は法人の加入する団体)のホームページへの掲載によることとなるが、令和元年度から「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」において公表できるようになったため、法人ホームページ等での公表が困難であるなら当該システムを活用されたい。</p>
<p>固定資産取得に際し、競争入札を行っておらず、工事発注の稟議書、契約書等もなかった。</p>
<p>平成29年度に建設仮勘定が計上され、平成30年度には本勘定に振替処理(その他収入扱い)しているが、平成29年度の発注記録、明細書、工事等支払書(領収書)を明らかにすること。</p>
<p>競争入札を行っているにもかかわらず、稟議書等の作成が確認できなかった。</p>
<p>借入、購入を行っているにもかかわらず、契約書が未作成である。</p>
<p>物品購入契約について、定款施行細則に規定する理事長専決事項となる金額を超えているにもかかわらず、理事長の専決で行われているものがあつたため改めること。</p>
<p>随意契約について理事会で決議しているが、その際は、随意契約によることができる合理的な理由を説明し、議事録に記載すること。</p>
<p>契約書について、実地指導当日に原本の提示がなされなかった。重要な書類であるため適正な保管に努めること。</p>
<p>資産の総額の登記について、毎事業年度の末日から3月以内(毎年度6月末まで)となっているが、期限を過ぎて登記をしているため改めること。</p>
<p>クレジットカードを利用した場合は、会計責任者等の経理担当者が、明細書等の内訳が確認できる書類において、不適切な利用がなされないよう厳格なチェックを行うこと。</p>
<p>クレジットカードの適正な利用のため、クレジットカード利用規程等の明確なルール策定を検討されたい。</p>
<p>福祉サービスにおける第三者評価の受審について、福祉サービスの質の向上を図る観点から検討されたい。</p>

令和2年度 社会福祉法人実地指導 指摘内訳一覧

実施法人数 1 法人

文書指摘件数 1 件

□ 資産管理に関すること 1 件

(主な指摘内容)

- ・ 不動産の借用

令和2年度 社会福祉法人実地指導 主な指摘内容一覧

実施数 1法人

※当該指摘内容については、内容を細分化した上でまとめているため、実際の指摘件数と異なります。

文書指摘:

口頭指摘:

助言:

定款に関すること

(主な内容)

定款に規定する基本財産について、登記と異なる部分が見受けられた。

また、基本財産の処分方法について、平成31年3月に定款例が改正されたことに伴い、当該処分に係る所轄庁の承認が不要なものとして「社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う民間金融機関に担保提供する場合」(任意的記載事項)が追加されている。

定款変更の必要性を検討されたい。

評議員・評議員会に関すること

(主な内容)

評議員から辞職届が提出されたことに伴い、評議員選任・解任委員会において、「新評議員の任期の始期を現評議員の辞職予定日から」とする旨の決議がなされたが、新評議員の任期の始期は、決議の内容にかかわらず選任決議された日であるから、従前の評議員が辞職する日まで、定款に規定する評議員の定数を超える状態となっていた。

評議員の任期の始期及び権利義務について留意した上で選任手続を行うこと。

理事に関すること

(主な内容)

理事のうち、①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者、②当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者について、それぞれに該当する者として選任されていることを明確にすること。

理事会に関すること

(主な内容)

定款施行細則において理事長専決事項を定めているが、理事長に委任されている範囲が明確になっていないものがあつた。

また、理事会における選任等が必要な「施設長等」の範囲を定めているが、実態に即していない。

評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬に関すること

(主な内容)

役員等報酬規程において、同規程別表に掲げる報酬等を支給しない者について、当該規定だけでは、報酬等を支給しないことが明確でない。

また、報酬等の支給方法(支給の時期や支給の手段等)が定められていない。

資産管理に関すること

(主な内容)

施設の避難用敷地として借地しているものについて、契約書記載の契約期間は1年間であり、契約が更新されていることが書面で確認できなかった。

社会福祉法人の資産保有等の特例において、設置に必要な土地を国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないが、原則として、賃借権又は地上権を設定し、かつこれを登記しなければならないとされている。

賃借権等の登記の必要性を検討されたい。

□ 会計管理に関すること

(主な内容)

積立金を積み立てる際には、各積立金に対応した名称を付した積立資産を積み立てることとなつてい
るので、計上している積立資産にそれぞれ名称を付すこと。

それに伴い、経理規程の積立資産に係る規定を見直すこと。

リース取引に係る会計処理において、利子抜き法(定額法)として処理するのであれば、社会福祉法人
会計上別紙に示す会計処理とすべきであることから、速やかにあるべき状態にされたい。

引当金の会計処理は実態に即したものであるが、経理規程に沿ったものであるか検討されたい。

会計帳簿について、電磁的記録をもって作成する場合には、経理規程にその旨を規定されたい。

□ その他に関すること

(主な内容)

契約書について、日付の記入漏れがないよう留意すること。

また、発議書を作成する場合、随意契約によることができ合理的な理由を記載すること。

福祉サービスにおける第三者評価の受審について、福祉サービスの質の向上を図る観点から検討さ
れたい。